

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年9月26日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 建設業の魅力発信広報物製作業務委託
- (2) 業 務 仕 様 等 別紙「建設業の魅力発信広報物製作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和7年11月10日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店、支店、営業所を有する者であること。

3 入札参加手続等

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に必要な書類を添付して、持参又は郵送により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧	令和7年9月26日(金) ～ 令和7年10月6日(月)	福島県土木部建設産業室ホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/ ※配布は行いませんのでホームページよりダウンロード願います。
仕様書等に関する質問受付	令和7年9月26日(金) ～ 令和7年9月30日(火) 午後5時00分	福島県土木部建設産業室 【電子メール】 kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp ※受付は電子メールのみです。FAXや電話でのお問合せには対応いたしません。

質問の回答予定	令和7年10月2日(木)	福島県土木部建設産業室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加資格確認申請受付	令和7年9月26日(金) ～ 令和7年10月6日(月) 正午	福島県土木部建設産業室 福島県福島市杉妻町2番16号 【持参又は郵送】 ※郵送も可とするが、左記受付期限までに建設産業室へ必着の申請を有効とする。
入札書提出及び開札	令和7年10月10日(金) 午前10時00分	福島県庁内会議室 福島県福島市杉妻町2番16号 【持参】 ※会議室の詳細は入札参加資格確認通知の際にお伝えします。

4 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県土木部建設産業室から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先

福島県土木部建設産業室

電話番号 024-521-7452

電子メール kensetusangyou@pref.fukushima.lg.jp